

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年2月20日

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号

氏名 安田金属 株式会社
代表取締役 安田 秀吉

禁複製

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島県西部厚生環境事務所長 鹿田 一成



許可の年月日	平成25年2月20日許可	許可番号	第 A01049 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類、金属くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	広島県廿日市市木材港北3番48号		
処理能力	9.6t/日(8時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		